

奨学金減額返還の期間が終了する皆様へ

通常の返還額による返還が開始されます

- ・ 減額返還の期間が終わると、通常の月賦金額での返還が開始されます。
- ・ 振替口座が残高不足にならないように、ご注意ください。

引き続き返還が困難な場合は

- ・ 現時点で返還が難しい方は、減額返還もしくは返還期限猶予の手続きをしてください。

スカラネット・パーソナルで手続きが可能です

- ・ 減額返還、及び返還期限猶予の手続きは、早く、簡単に申請ができるスカラネット・パーソナルをお勧めします。

以下の条件と対象事由に当てはまる方は、スカラネット・パーソナルから手続きができます。

■手続き可能な条件は

- ✓ マイナンバーを JASSO に提出済みの方
- ✓ 延滞していない方
- ✓ 月賦返還中の方

■対象となる事由は

- ✓ 新卒等 ✓ 経済困難
- ✓ 生活保護受給中（返還期限猶予の申請のみ）



◇ 審査結果もスカラネット・パーソナルから確認できます。

※「スカラネット・パーソナル」は、ご自身の奨学金に関する情報をインターネット上で閲覧できる情報システムです。

詳細については、JASSO ホームページでご確認ください。

JASSO ホームページ



スカラネット・パーソナル



減額返還制度の申請手続



郵送による手続きについては、裏面をご確認ください

【郵送による手続き】

① 減額返還

同封の奨学金減額返還願と証明書類（『証明書一覧』を参照。マイナンバーを提出することにより、一部の証明書の提出が省略できます。）と一緒に、遅くとも適用を希望される月の前々月末までに本機構へ提出してください。審査の後、結果を通知いたします。※ 減額返還は1年ごとに願い出が必要です。

② 返還期限猶予

減額返還でも返還が困難な方は、返還期限猶予の申請をしてください。猶予を希望される月の前々月末までに本機構へ提出してください。審査の後、結果を通知いたします。なお、承認されない場合は、返還していただくことになります。

※返還期限猶予は1年ごとに願い出が必要で、**通算10年（120か月）が限度**です。すでに10年（120か月）取得済の方は再度猶予の願出をすることができませんので、返還にご協力をお願いいたします。

（災害^{（注）}、傷病、生活保護受給中、産休・育休、大学校在学、海外派遣による場合は、年数の制限はありません。）（注）災害原因が同一の場合は、災害発生から原則として5年が限度になります。なお、給付奨学金の返還の場合、10年の上限はありません。

※大学等に在学中の方は、在学している学校の窓口で至急在学届の手続きをしてください。

【減額返還願・返還期限猶予願提出先】

〒119-0385

独立行政法人 日本学生支援機構 猶予減額受付窓口 宛

↑ 専用郵便番号のため、上記の郵便番号と宛名のみで届きます。

※マイナンバー提出書類を同封する際は、簡易書留で郵送してください。

※「減額返還期間終了のお知らせ」は**口座名義人宛にも通知しています**。（口座名義人が本人以外の場合）